

令和4年度第3回区長会議 議事要旨

開催日時： 令和4年8月20日（土） 午前9時30分から午前11時ごろ

開催場所： 多治見市産業文化センター 5階大ホール

出席者： 区長（50名）、市長、市議会議長、区長会事務局

欠席者： なし

会議内容

- 1 区長会長あいさつ
- 2 市長あいさつ
- 3 市議会議長あいさつ
- 4 議題

区長会長 事務局からの説明もあったが、議題要旨の説明者及び司会の私はマスクを外させていただくので何卒よろしくお願ひしたい。

本日の区長会議は、午前11時30分終了予定で進めさせていただく。

会議に先立ち、市役所担当課の議事の説明はできるだけ簡潔に願ひしたい。あわせて区長のみなさまの質疑についても、できる範囲で簡潔明瞭に願ひたいようご協力を求める。

また、区長のみなさまが質問・発言される場合は大きく挙手をお願ひする。こちらから指名後、事務局がマイクを持参するため、その後区の番号を言ってから発言願う。

【自治会内への回覧依頼】

（1）令和4年度核融合科学研究所市民説明会案内チラシの回覧について（依頼）

区長会長 「議題1：令和4年度核融合科学研究所市民説明会案内チラシの回覧について（依頼）」説明を求める。

核融合科学研 議題1（資料1）

究所 研究所では、毎年市民説明会を開催しており、今年も9月に開催する。一人でも多くの方に参加いただきたく、みなさまに案内チラシの回覧を願ひしたい。

市民説明会の案内チラシは資料1裏面にあるカラーコピーになる。市民説明会では、核融合技術の原理や世界の研究状況、実験の成果、今後の研究計画についてわかりやすく説明させていただく予定。

日程、場所については、9月4日、19時から、滝呂小学校、9月11日、14時から、東信学びの丘エールの2箇所で開催する。

みなさまのお手元に案内チラシを配付しているため、回覧にご協願ひたい。なお、不足があれば、資料記載の連絡先にお知らせいただければ提供させていただく。

区長会長 議題1：「令和4年度核融合科学研究所市民説明会案内チラシの回覧について（依頼）」、質問はあるか。

区長 今回の説明会では、研究所の施設に関する説明に終始することないように願ひたい。現在日本国内で原子力発電所の処理水の海洋放出等について、懸念されている。これについても関連があると思われるため、その点も市民のみなさまに誤解のないよう説明を願ひしたい。

核融合科学研 ご要望いただきお礼申し上げる。なお、私たちの研究所から、トリチウムの処理水と

研究所 いったものの海洋放出はしていないため、その点をご理解いただきたい。それを踏まえ、関係する情報についても説明させていただくこととする。

区長会長 他に質問はないか。

区長 質問なし。

【区長への周知】

(2) 令和4年度「市民と議会との対話集会」開催のお知らせ

区長会長 「議題2：令和4年度「市民と議会との対話集会」開催のお知らせ」について説明を求める。

市議会議員 議題2（資料2）

議会事務局 令和4年度市民と議会との対話集会の開催のお知らせと参加の協力についてお願いさせていただきます。

ポスターについては、多治見駅南北連絡通路、駅北庁舎、本庁舎、地区事務所、公民館等に掲示させていただく予定。

チラシについては、カラフルなものを作成し、10月の広報配付時にあわせて回覧用として配付するため、周知をお願いしたい。

市民と議会との対話集会は、平成22年度から始めており、今年で13年目を迎えている。今年は、各常任委員会と特別委員会が4つのテーマで、参加いただいた皆さんと、車座で話をしたいと考えている。

3つの常任委員会では、資料記載のテーマと時間で行う予定。所属議員が参加し、行う予定。なお、経済建設常任委員会の「ロケツーリズムの活用法について」は表題がわかりにくいのご意見をいただいているが、裏面に詳細説明を記載している。ロケツーリズムとは、映画やドラマのロケ地を訪ね、風景と食を堪能し人々のおもてなしに触れて地域のファンになっていただくという意味がある。

ロケ地を観光資源とした取り組みの紹介、協力などの意見交換をしたいと考えている。次に4つめの市役所本庁舎建替えについては、全議員の参加を予定している。

このテーマについては、非常に短時間ということもあるため、それ以外にもアンケートを提案しているため、是非そういったところからもご意見をお寄せいただきたい。

新型コロナウイルス感染症対策のため、例年より時間を短縮して開催する予定。また、市内感染状況に応じて告知なく中止をする場合があるため、よろしくをお願いしたい。

区長会長 議題2：「令和4年度「市民と議会との対話集会」開催のお知らせ」について、質問はあるか。

お知らせの市民と議会との対話集会であるが、それぞれのテーマで、各会場で予定されているようであるため、ぜひご参加いただきたい。

区長 地区懇談会ではなく、議会との対話集会であるか。

市議会議員 その通りである。

区長会長 他に質問はあるか。

区長 質問なし。

(3) 地域あいのりタクシー運行支援補助金の周知について（お知らせ）

区長会長 「議題3：地域あいのりタクシー運行支援補助金の周知について（お知らせ）」説明を求める。

都市政策課 議題3（資料3）

毎年周知させていただいている地域あいのりタクシー運行支援補助金について説明する。

この事業は、地域住民の方のお出かけ手段確保のための補助金となっている。

多治見市では平成 29 年 4 月から多治見市地域あいのりタクシー運行支援補助金の制度を創設し、現在、16 の地域で活用いただいている。

制度の導入を検討される区又は町内会があれば、都市政策課までお問い合わせいただきたい。運行開始までサポートさせていただく。

また、既に制度を導入している団体についても、もっと利用者を増やしたいというような要望があれば相談いただき、一緒に運行内容の見直しをさせていただきたい。

多治見市あいのりタクシー運行支援補助金制度の概要であるが、区や町内会がタクシー会社と契約し、運行いただくものである。法律上、タクシー会社と 1 対 1 の契約が必要になるため、区が契約相手となる。

その他、名称のとおり、あいのり、複数人での利用を前提としているが、必須ではない。

利用者は一定金額を負担、300 円以上負担いただく。

タクシー運賃と利用者負担額の差額を区や町内会が一旦負担し、年度終了後にその区や町内会が負担した額の 10 分の 5 から 10 分の 7 を市が補助金として交付する。

例として、右側に記載のグラフを参照していただくと、タクシー運賃が 2,000 円で、補助率が 10 分の 5 だった場合、利用者が仮に 2 人で、300 円×2 人、600 円を業者に支払い、残りの 1,400 円を自治会と市が折半で負担し 700 円ずつとなる。

補助率は、あいのり率、年間を通じて 1 車あたりの平均乗車人数に応じて変わり、10 分の 5 から 10 分の 7 となる。

あいのり率が 1.5 未満の場合は補助率は 10 分の 5、1.5 から 1.8 未満の場合は、10 分の 6、1 車あたり 1.8 人以上乗車の場合は 10 分の 7 と市が多く負担するようになっている。

令和 3 年度は、16 団体の登録があり、利用がなかった 2 団体を除き、実質 14 団体に 125 万 6,300 円を交付している。また、令和 4 年度は、484 万円の予算を確保している。

先日も第 3 区からあいのりタクシー制度について、ご質問にきていただいた。また、養正地域社協からも問合せいただいている。そもそもあいのりタクシーの制度がわからない方もあると思うため、興味がある区があれば、多治見市役所都市政策課まで一度お声かけ願う。

区長会長 議題 3 : 「地域あいのりタクシー運行支援補助金の周知について (お知らせ)」、質問はあるか。

区長 地域あいのりタクシー制度を既に利用しているが、今回、当該制度について何か変更事項があるか。

都市政策課 変更事項はない。

区長会長 他に質問はあるか。

区長 質問なし。

区長会長 制度の導入について何か検討してみたいという区があれば、都市政策課までご相談いただければと思う。運行開始までサポートいただけるとのことであり、相談願う。

【区長・町内会長への周知】

(4) 地域課題等に対する意見交換会の開催希望について

区長会長
秘書広報課

「議題4：地域課題等に対する意見交換会の開催希望について」説明を求める。
議題4（資料4）

5月から6月にかけて地区懇談会を開催させていただいた折に、多大なるご協力をいただきお礼申し上げます。

毎年、地域で抱えている課題や市政一般をテーマにした意見交換会の開催希望を伺っている。

開催を希望される場合は、資料裏面に記載している開催希望書を9月9日までに秘書広報課まで提出願う。

一旦、9月9日を希望書の提出期限としているが、11月、12月など、先の方の開催を希望される場合は、時間的余裕があるため、10月上旬ぐらいまでに提出いただいたものについても対応させていただく。

多くの区から、開催の希望をいただければと考えているため、ぜひ提出いただきたい。内容によっては、おとどけセミナーを利用する場合もあるため、あわせてご了承願うとともに、ご不明な点があれば、秘書広報課までお問い合わせいただきたい。

区長会長
区長
秘書広報課

議題4：「地域課題等に対する意見交換会の開催希望について」、質問はあるか。

地区懇談会から名称が変更されたのは意味があるのか。

今回説明している意見交換会は地区懇談会とは別の会になる。かつて地区懇談会を年2回開催していたこともあったが、平成26年度から1回にし、秋については、テーマを地域から寄せていただき、そのテーマで意見交換するという形に変更している。

したがって、秋については、「地域課題等に対する意見交換会」という名称で開催している。

区長
秘書広報課

そうなると地域によってテーマは異なると想定しているか。

地域により抱える課題も異なるため、テーマは異なると考えている。

区長

今年度から秋の地区懇談会は開催しないということか。

市長

1年に2回、春と秋に地区懇談会を開催していたのはずいぶん前の話である。

区長

昨年は、秋にも開催していたと思う。

市長

昨年度は、春に行う地区懇談会が、コロナ禍で延期となり、開催時期を秋に変更した。

区長

となると開催していないということか。

市長

1年に1回地区懇談会を開催している。令和4年度は、既に春に地区懇談会を開催している。ここまでは理解いただけるか。

区長

わかりました。

市長

今回説明させていただいたのは、地区懇談会とは異なり、さらに地域の中で課題があるとか、市の職員に地域で話をしてほしいというテーマがあれば、開催するというものである。

このやり方は既に7～8年行っている。

区長

その上で、もう一つ申し上げます。先回の地区懇談会で、地区以外の方が質問や意見され、コロナ禍で限られた時間での開催であったにも関わらず、多大な時間を割いてしまった。これについて、秘書広報課長から対策を考えるとの発言をいただいた。これについてどのように考えているかお知らせいただきたい。

市長

特定の方が各会場を周回し、地域の意見が寄せられる前に発言されるという事例があったことは事実である。市長としても、秘書広報課としても困惑している。

しかし、司会者が途中で意見を制することはできない。市長として地元地域の方が優先である旨は再三説明させていただいているが、それを踏まえても発言されたい方もい

る。

そのような中で、ある地区懇談会では、地域の方から、「地域の地区懇であるため、地域の方に発言させて欲しい」という声が挙がり譲っていただいたという事例がある。

同様な状況が各校区であり、市長、秘書広報課長からお願いしてもなかなか難しいという状況であったことを多くの区長が目当たりしている。

地区懇談会の前半に、「地区懇談会は、区長も尽力し、多くの地域の方を集めている。地域の声を発言させて欲しい。」と申し入れがあった。そのことを、口を酸っぱく伝えてもそれでも発言される方はある。

市としてそのような方に一切発言させないということにはできない。むしろ、地域の方、区長が「地域の声を発言させて欲しいため、発言を控えて欲しい」と直接伝えていただく、それが、一番効果があると考えている。

区長会長

他に質問はあるか。

区長

特になし。

【区長・町内会長への作業・提出依頼】

(6) 令和4年度社会福祉事業協力金（日赤社資・社協会費・共同募金）のお願いと取りまとめについて（ご依頼）

区長会長

次の議題5とその次の議題7とが関連する議題であるため、ここで順番を入れ替え、先に「議題6：令和4年度社会福祉事業協力金（日赤社資・社協会費・共同募金）のお願いと取りまとめについて（ご依頼）」説明を求める。

多治見市社会

議題6（資料6）

福祉協議会・

平素より社会福祉協議会、共同募金会、さらには日本赤十字社の様々な福祉行事に関し、温かいご支援ご理解をいただいていることに厚く御礼申し上げます。

福祉課

本日協力をお願いする社会福祉事業協力金については、私共が中心となって進めている「誰もが安心して暮らせるまちづくり事業」の大変貴重な財源となる。区長をはじめ町内の役員のみなさま方には大変ご迷惑をおかけするが、ご理解ご協力を賜りたい。

福祉課と社会福祉協議会から令和4年度社会福祉事業協力金、日本赤十字の社資、社会福祉協議会の会費、共同募金の3点であるが、そのお願いと取りまとめについて説明する

日本赤十字の社資と赤い羽根共同募金については、日本赤十字の岐阜県支部並びに岐阜県共同募金会から市に示された目標額に基づき算定された寄附金として、また、社会福祉協議会の会費については、市民の方の福祉活動等に活用させていただく会費として提示させていただいている。

具体的な金額については、配付の資料の中に、「回覧」と記載された町内向けのチラシがあるが、そのチラシの真ん中あたりに、ご寄付いただきたい目安として、日本赤十字社 350 円、社会福祉事業会費 320 円、共同募金 280 円の合計 950 円をお願いするものである。

取りまとめ方法については、区又は町内会毎の納入のいずれかでお願いしたい。

区長会長

議題6：「令和4年度社会福祉事業協力金（日赤社資・社協会費・共同募金）のお願いと取りまとめについて（ご依頼）」質問はあるか。

区長

質問なし。

区長会長

本日配付された袋の中に、町内会毎に取りまとめをお願いする文書、振込み用紙が入っているため、確認の上、協力願う。

【区長会事業】

(5) 地域集会所施設整備等補助制度の補助率等の拡充期間延長要望について

区長会長 「議題5：地域集会所施設整備等補助制度の補助率等の拡充期間延長要望について」説明を求める。

区長会事務局 議題5（資料5）

6月18日開催の第2回区長会議において、地域集会所施設整備等補助制度の補助拡充期間の延長が提案され、区長会の総意として承認されたところ。

この度、当該要望について多治見市に対し、正式に書面にて要望書を提出するため、要望内容の再確認を求めるもの。

資料2枚目要望書案を確認いただきたい。

概要を説明すると、4段落目「しかし」以降であるが、現在、みなさまに管理いただいている集会所は、建築後50年を経過しているものも多く、改修等の必要性も高くなっている。また、改修に係る費用は、自治会の厳しい財政状況の中で、昨今の物価高等に対応するのは非常に困難である。そのような状況を踏まえ、拡充期間の延長を要望するとまとめたため、審議をお願いしたい。

区長会長 前回の区長会議で要望があり、幹事会、総務会等で検討する中、地域集会所施設整備等補助金の補助率等の拡充期間延長の要望について、2ページの要望書案のようにとりまとめ、市長へ要望書として提出したいと考えるがどうか。

区長 【拍手多数】

区長会長 全会一致で承認いただいたということで、早速市長へ要望書を提出したい。

区長会事務局 それでは、この場で区長会長から市長へ要望書を提出したい。まず始めに区長会長、先ほど承認された要望書へ署名をお願いします。

区長会事務局 それでは、市長、区長会長、前へお進みいただきたい。

それではここで、区長会長から市長へ要望書を提出願う。

区長会長 【要望書内容の読み上げ】

市長 全会一致で要望書をいただいた。秋にかけて来年度の予算編成に入っていく。50人の区長が一致して地域集会所の充実、これまで以上の補助金の要望。特に、建築単価が非常に高くなっている、こういうようなことをしっかり議論し、みなさんからの要望に沿うような形で秋の予算編成に臨んでいく。

区長会事務局 それでは、区長、市長、席にお戻り願う。

(7) 令和5年度地域集会所施設整備等補助金の事業計画書の提出について

区長会長 「議題7：令和5年度地域集会所施設整備等補助金の事業計画書の提出について」説明を求める。

くらし人権課 議題7（資料7）

6月18日開催の第2回区長会議においても説明したが、令和5年度に、地域集会所施設整備等補助金の活用を計画している場合の対応について説明する。

当該補助金の活用にあたっては、原則前年度に自治会から事業計画書を提出いただき、それを踏まえ市が補助金の予算を確保し、翌年度に自治会が改修工事等を行う。その上で、補助金を受け取るという流れになる。

したがって、修繕したい箇所がある場合は、必ず事業計画書を提出願う。

別紙1、3ページを確認願う。集会所補助金の拡充期間延長要望を受け、令和5年度の補助率等について、庁内で既に検討を進めている。各種手続きを経て、最終決定をしていくが、現段階での検討状況についてお知らせする。

表の欄外の米印のところに記載しているが、改修等にかかる補助率、補助限度額について令和5年度から令和7年度までの3年間に限り延長する方向で検討している。

また、これまでに無かった制度として現在は、工事完成時に補助金相当額を含めて工事代金を全額支払っていただいているが、その一時的な立て替え払いの負担が大きいとの声を踏まえ、完成した時点で、補助金を支払う「完成時概算払制度」の導入も検討を進めている。

その他、別紙2、1ページ中段に記載しているが、前回、要望の多かったエアコンについては、家庭用エアコン、壁取付け型のエアコンの新規設置、取り替えも対象とする方向で検討している。

なお、これらの検討中の内容について、決定次第改めて区長へ文書で通知させていただく予定。あわせてご予定いただきたい。

令和5年度に改修等を検討している区、町内会については、9月30日（金）までにくらし人権課まで事業計画書と書類一式の提出をお願いしたい。なお、今回提出いただく事業計画書を踏まえ算出された補助限度額が補助金の交付最大限度額となる。そこで、工事事業者から見積書を聴取する際には、令和5年度の方法費等の値上がり等も見込んだ上で作成いただくようお願いしていただきたい。

別紙1に事業計画書の記載例及び必要な添付書類、補助率、補助限度額等を、別紙2に改修の具体例及び質問の多い事項を掲載している。あわせて確認願う。

なお、今回の事業計画書の提出内容を踏まえ、令和5年度予算要求を行う予定。したがって、改修等の実施が正式に決まっていなくても、可能性が少しでもあれば、計画書を提出願う。

なお、今回提出いただく事業計画書の様式については、くらし人権課のホームページにも掲載しているので、必要に応じて活用願う。その他不明な点があれば、個別に伺うためくらし人権課まで相談願う。

区長会長

議題7：「令和5年度地域集会所施設整備等補助金の事業計画書の提出について」、質問はあるか。

先ほど要望書を提出したものを踏まえ、検討いただいております、3ページに検討中の内容が記されている。新築については、以前800万円の限度額であったものが1,400万円となっているし、その他、平成30年度から令和4年度までの拡充内容がそのまま記載されており、それが令和5年度から令和7年度まで拡充期間を延長するということである。

そういう状況も踏まえ、9月30日がメ切となっているため、予定がある区については、個別にくらし人権課まで相談いただきたい。

区長

下水道のことになるが、地域集会所から下水道管まで繋げる外の方についても補助していただきたい。そういう予定はないか。建物内というよりは、これまで浄化槽トイレの場合で、下水道管までが離れている場合、どうしてもそちらが主体となり多くかかる。地域で下水道に繋げて欲しいという箇所がいくつかあるが、建物外の工事であるため、なかなか難しい。検討いただけるとありがたい。

区長会長

事務局で一度確認していただく。通常の場合、道路に入っている下水道の本管から宅地までの取付工事については通常既になされていると思うが、対象の箇所はまだということか。下水道の枘とかはまだか。

区長 地域の集会所であるため、本管から敷地内への工事はまだである。
区長会長 通常、下水道の公共枡には受け入れ側もついているはずであるが、その辺りのことも含め、下水道課に確認し、後ほど連絡していただくようにする。
市長 まず、現場を確認させていただく。こういったいろいろな決まり事を作るときに地元の皆さんが使いやすい制度を作る。こういうような考えを市長として職員に言っている。一つのルールを作るが、ルール以外の方法についてももしっかり検討する。こういうような形をお約束させていただく、一度、現場を見せていただく。
 枡がついているかついていないかご存知か。道路と集会所の境のところに、普通、枡がつけてあるが、その辺りはわかるか。
区長 ついていない。
市長 わかった。一度現場を確認する。
区長会長 他に質問はあるか。
区長 質問なし

(8) 令和5年度コミュニティ助成事業の募集について

区長会長 「議題8：令和5年度コミュニティ助成事業の募集について」の説明を求める。
くらし人権課 議題8（資料8）
 本日差し替え版を配付している。左上に「差替」と印字している資料を確認いただきたい。
 一般財団法人自治総合センターが、宝くじの収益による社会貢献事業の一つとして行っているコミュニティ助成事業について案内する。
 例年どおり、令和5年度の募集案内があったため、ここで、当該事業の概要について説明する。
 助成メニューは複数あるが、中でも自治会運営に関連する事業として、「1 助成事業一覧」に4点挙げている。1点目、一般コミュニティ助成事業は、イベント等で活用する屋外テントや机、音響設備等の購入が対象。2点目、コミュニティセンター助成事業は、集会所等の建設に対する補助制度。3点目、地域防災組織育成助成事業、自主防災組織育成助成事業は、防災資機材の購入が対象。4点目、青少年健全育成事業は、青少年の健全育成に資するイベント経費等が対象となる。
 差し替え前のA3横の「別紙1」を確認いただきたい。各助成事業の担当課の連絡先を記している。本日机上に配付している令和5年度の実施要綱等を参考に、活用を検討いただき、活用を希望される場合は、まずそれぞれの担当課へご相談いただきたい。9月22日（木）までに申請書類一式を提出願う。
区長会長 「議題8：令和5年度コミュニティ助成事業の募集について」質問はあるか。
区長 「別紙1」資料の中の（1）で対象の例として、おまつり用品の整備、太鼓、やぐら等の文言がある。私たちがお祭りをを行うために、例えば備品の充実を図りたいとか、買い換えをしたいという場合も対象となるという考えで良いか。
くらし人権課 こちらについては事前に問合せいただいていたが、実施主体が神社で、地域が協力するという場合事業が助成の対象になるかということであったと思う。岐阜県に問い合わせたところ、非常に厳しいが最終的な判断は自治総合センターとなるとの回答であった。そこで、岐阜県から自治総合センターへ確認いただくよう文化スポーツ課から依頼している。岐阜県から回答が届き次第、文化スポーツ課の担当から、区長へ個別にお知らせさせていただくと聞いているため、それまでお待ちいただきたい。

区長 今日で段階で答えが出ていないということか。

くらし人権課 その通りである。

区長 申請ということであり、応募しても必ず費用が出るということにはならないかもしれないが、申請すれば費用が出る場合があるということか。

くらし人権課 最終的には自治総合センターの判断となるため、そちらの返事を待っていただきたい。

区長会長 資料の差し替えと言うことで、別紙1以外は差替えされているため、資料が複雑化しているが、あくまで自治会の活動を支援するという趣旨の制度である。どちらにしても自治総合センターの判断を踏まえ、対応いただきたい。

区長会長 他に質問はあるか。

区長 特になし。

(9) 令和5年度防犯カメラ設置事業補助金について

区長会長 「議題9：令和5年度防犯カメラ設置事業補助金について」の説明を求める。

くらし人権課 議題9（資料9）

犯罪の抑止や不法投棄対策、行方不明者捜索などを目的に、令和5年度に防犯カメラの設置を計画されている区又は町内会があれば、事業実施計画書、見積書及び防犯カメラ設置位置図を9月30日（金）までに提出願う。

資料4ページに計画書の記載例を掲載しているため、参考に作成願う。

「2 補助制度の概要」であるが、補助率は、防犯カメラ購入設置費又はレンタル設置費の2分の1、1団体1年度あたり60万円が補助上限額となっている。設置台数の制限はないが、防犯カメラ1台につき、15万円が補助上限となるのであわせて確認願う。

その他、詳細な条件についても確認の上、事業実施計画書の作成をお願いする。なお、当該補助制度であるが、防犯カメラの設置箇所が異なれば、令和4年度、令和5年度と連続で申請することも可能。

資料2ページ「4 その他」であるが、防犯カメラの設置は、市内の警備業や通信電気事業者などが取り扱っている。設置費用は、設置方法等により異なるが、概ね1台あたり、20万から30万円程度、維持管理費用についても保守契約内容により大きく異なり、4～11万円程度と聞いている。

業者により様々であるため、直接確認いただき、それを踏まえ申請願う。なお、本日ロビーに補助金交付要綱や運用規程例の他、各事業者のパンフレットを配置しているため、参考にさせていただきたい。

なお、防犯カメラ設置事業補助金の事業実施計画書等の様式については、くらし人権課のホームページにも掲載しているため、必要に応じて活用願う。

また、本資料については、町内会長等の役員分の資料を用意し、封筒に入れて配付しているため、役員会等で活用願う。

この補助制度は、令和2年度から令和6年度までの5年間限定の制度である。令和2年度は4つの町内会が、令和3年度は、5つの町内会が補助制度を活用し、合計26台の防犯カメラを設定している。活用を検討される場合は、一度くらし人権課まで相談いただきたい。

なお、岐阜県警へ防犯カメラの設置を検討している区、町内会の情報について、多治見警察署生活安全課へ必要に応じて情報提供させていただくため、あわせてご予定願う。

区長会長 「議題9：令和5年度防犯カメラ設置事業補助金について」質問はあるか。

区長 特になし。

(10) 自主防犯ボランティア団体表彰制度について（依頼）

区長会長 「議題 10：自主防犯ボランティア団体表彰制度について（依頼）」説明を求める。

くらし人権課 議題 10（資料 10）

多治見市では、安全、安心なまちづくり活動を自主的、積極的に行い、特に地域社会に貢献したと考えられる団体の功績を称えるために、自主防犯ボランティア団体の表彰制度を設けている。そこで、令和 4 年度の表彰候補となる団体があれば、区長のみなさまに推薦いただきたく、お願いするもの。

資料 1 ページの 1、お願いしたいことを確認いただきたい。表彰候補団体の推薦は、自薦、他薦を問わないが、区長のみなさまから推薦いただける団体があれば、他薦として資料最後にある「自主防犯ボランティア団体表彰推薦調書」に必要事項を記載の上、防犯活動の内容がわかる写真とともにくらし人権課に提出いただきたい。

なお、推薦調書の提出期限は、10 月 28 日（金）までとさせていただきます。

表彰候補となる団体については、「2、対象となる団体」に記載しているが、防犯に関する活動を 3 年以上にわたり継続して取り組んでいて、別紙 1 被表彰者一覧表にある過去に表彰を受けている団体に該当がないことが条件となる。ただし、令和 3 年度に、規約が一部改正され、以前に表彰を受けてから 10 年を経過している場合は、再度の表彰の対象となる。したがって、今年度については、この被表彰者一覧表の裏面にある平成 23 年度以前に表彰を受けられた団体で、現在も継続して活動されている団体であれば、再推薦をしていただくことが可能となる。

なお、推薦できる団体の数は、概ね小学校区につき 1 団体までとしている。この被表彰団体については、多治見市の生活安全推進協議会に設置されている選考委員会の審査を経て、決定する。

結果については、ボランティア団体の代表者の方に後日お知らせし、1 月または 2 月に開催する予定の多治見市生活安全推進協議会において、表彰をさせていただきます。

なお、不明な点等があれば、くらし人権課までご相談いただきたい。

区長会長

地域のボランティア団体のみなさまには、日頃から防犯パトロール、子どもたちの見守り等、地域の安全・安心に寄与する活動をしていただいていることに感謝申し上げる。そういった中で、表彰制度が変わり、平成 23 年度以前に表彰された団体については、表彰から 10 年が経過されているため、表彰の対象団体となるため、今一度見直し、申請いただきたい。

「議題 10：自主防犯ボランティア団体表彰制度について（依頼）」質問はあるか。

区長

様式がいくつか市のホームページに掲載してあると思うが、どういう様式に記載したら良いか、示していただけるとありがたい。この件に限らず、様式を用意いただけると助かる。

くらし人権課

質問内容を確認させていただきたい。申請書の様式等をホームページに掲載してほしいという趣旨で良いか。

区長

その通りである。

くらし人権課

ボランティア団体の推薦書も含め、区長会のホームページに順次掲載していくようにするため、そちらを活用願う。

区長会長

他に質問はあるか。

区長

特になし。

(11) 令和5年度防犯灯LED化補助金活用計画書の提出について（依頼）

区長会長 「議題11：令和5年度防犯灯LED化補助金活用計画書の提出について（依頼）」の説明を求める。

くらし人権課 議題11（資料11）

今年度から令和6年度までの3年間に限り実施している防犯灯LED化補助制度を令和5年度に活用する予定の区又は町内会があれば、事業計画書及び見積書を9月30日（金）までに提出願う。

「2 補助制度の概要」であるが、補助率は2分の1、補助限度額は防犯灯1灯あたり20,000円である。昨年度の調査では、市内に1万灯近くある防犯灯の内、300灯程度が未だにLED化されていないことがわかった。

区、町内会の区域内に対象の防犯灯がある場合は、今一度検討いただき、事業計画書の提出をお願いする。

今年度の活用状況を紹介しますと、7月末時点で、14の町内会であわせて73灯の防犯灯のLED化が進められている。今年度の予算は、まだ70万円程度残っているため、今年度取り組みたいと考えている町内会があれば、早めに相談いただきたい。

最後になるが、防犯灯LED化補助活用に関する事業計画書等の様式については、市役所くらし人権課のホームページにも掲載しているため、必要に応じて活用いただきたい。

区長会長 この制度に付いては、昨年度要望書を提出し、令和4年度から6年度まで3年間期限を延長していただいた。今年度についてもまだ70万円程度予算があるということであるため、ご希望の区があれば、くらし人権課へ相談いただきたい。「議題11：令和5年度防犯灯LED化補助金活用計画書の提出について（依頼）」質問はあるか。

区長 特になし。

(12) 区内、町内会内の連絡手段の確保について（検討依頼）

区長会長 「議題12：区内、町内会内の連絡手段の確保について（検討依頼）」説明を求める。

くらし人権課 議題12（資料12）

近年、地震、水害といった大規模自然災害が各地で発生している。そういった災害等の際に、互いの安否を確認し、必要な機関へ情報提供するのは、非常に重要であると考えている。

しかし、市役所職員のみで、10万人を越える市民の状況を迅速に把握することは困難であるため、非常時にはみなさまからの情報に頼らざるを得ない。

そういったときの一つの資料として、区内、町内会の中で、連絡網や住民名簿を作成し、互いに連絡をとり、安否を確認する手段を確保することについて、今一度検討いただきたくご案内する。

もちろん、当該連絡手段を確保することは、強制でも義務でもない。

令和2年度区長のみなさまにご協力をいただき、作成状況についてアンケートを実施した。そうしたところ、7割近い町内会で何らかの連絡手段を確保しているとの回答であった。既に作成している町内会については、引続き最新の情報になるよう定期的に更新作業をお願いするとともに、それ以外のところについても、今一度地域で話し合いを行っていただき、連絡手段を確保することについて検討いただきたく願います。

なお、検討するにあたり、個人情報保護法との兼ね合いや作成手順に関するマニュアルも併せて配付しているため、必要に応じて活用願う。また、名簿を作成する場合の見

本を三種配付している。あくまで見本である。個人情報の問題から、様式3のように、世帯主氏名と世帯員の人数のみを把握することにしたい等、町内会によっては、把握したい項目が異なることもあると思う。そういった場合の相談や名簿様式の印刷等の相談にも適宜応じるため今一度この機会に検討いただき、必要に応じてくらし人権課まで連絡いただきたい。

区長会長

区内、町内会内の連絡手段の確保と言うことで令和2年度に調査された結果を見ると、7割近くがこういった名簿が作成されていた。資料の最後に作成例も添付されている。すべての区、町内会、班において、それぞれの活用法に応じた名簿を作成いただければと思う。作成方法については、くらし人権課でもご指導いただけるということであるので、この機会に一度ご検討いただきたい。強制ではないが、何かあったときにやはり行政の方も見える中で、連絡手段があるということは非常に大切なこととなるため、今一度検討いただきたい。

「議題12：区内、町内会内の連絡手段の確保について（検討依頼）」質問はあるか。

区長

特になし。

【区長会事業】

(13) 区長会会則の見直しについて

区長会長

「議題13：区長会会則の見直しについて」の説明を求める。

区長会事務局

議題13（資料13）

（くらし人権課）

区長及びサポート委員会からの提案を踏まえ、区長会会則について2点見直しをしたく、提案する。

まず、1点目であるが、区長会会則第16条の2、区長会サポート委員の定員上限を定めた条項の改正である。現在区長会サポート委員は、5人以内となっている。

サポート委員はボランティアで従事いただき、サポート委員会で議論いただく内容は、長期的な視点で検討を重ねていく必要がある事項が中心となっている。そのため、議論の継続性が重要になると考えている。そんな中、区長会サポート委員の任期は1年、最大3年までの再任を妨げないとなっており、過去3年間の区長OBが関わることができるようになっている。そこで、それぞれの年次で2人ずつ、最大6人が関わることができるようになると、全員が交代することなく、委員会を運営することができるのではないかと考え、提案する。

続いて、2点目。第18条区長会に関わるメンバーが亡くなってしまった場合の弔慰金に関する条項の改正である。

現在の規程では、特に幹事に関する規定を設けているが、幹事と他の区長と差をつける必要は無いのでは無いかというご意見を踏まえ、見直しをしてはどうかというものである。以上検討願いたい。

区長会長

区長会会則の見直しである。1つはサポート委員の上限人数を6人にするものである。2点目は、弔慰金の規程の見直しである。議題13「区長会会則の見直しについて」、質問はあるか。

区長

質問なし。

(14) 区長会議におけるマスクの着用について

区長会長

「議題14：区長会議におけるマスクの着用について」の説明を求める。

区長会事務局

議題14（資料14）

(くらし人権 新型コロナウイルス感染拡大の懸念が高まっている中、区長会議においては、一人一人の席の間隔を確保し、手指消毒の協力を求める等、感染対策を講じている。

そうした中、前回6月の区長会議において、マスク越しの説明で聞き取りにくい状況が発生し、ご迷惑をおかけしたことから、今回、区長会議におけるマスク着用方針を以下のようにとりまとめたためお知らせする。

本日も先ほどの説明のとおり既に導入しているが、議題説明時に限り、説明者はマスクを着用せずに行うこととする。それ以外の場合は、これまで通り、原則マスクの着用をお願いすることとし、今後開催する予定の区長会意見交換会等、近接して意見交換する場合は、特にマスクの着用をお願いするようにしたいと考えている。

今後も感染対策を講じながら、区長会議の開催をしたいと考えているため、引き続きご理解ご協力をお願いする。

区長会長 今日冒頭からこのような形で対応させていただいている。司会、説明者それぞれの前にボードがあり、マスクは着用していない。区長会議は、三密回避ということで、このような広い会場で席の間隔を確保している。一方で聞きづらい場合もあるかと思うが、質問者については、もう少し大きな声で発言していただけるとありがたい。マスクはそのまま結構であるため、ご協力願う。今後はこのような形で運営したい。

議題 14「区長会議におけるマスクの着用について」、質問はあるか。

区長 質問なし。

区長会長 このような方法で進めることとするがよろしいか。

【拍手多数】

区長会長 今後はこのような形で進めることとする。何卒よろしくお願いする。

(15) 多治見市における連合化のイメージについて

区長会長 「議題 15：多治見市における連合化のイメージについて」の説明を求める。

区長会事務局 議題 15 (資料 15)

(くらし人権 令和3年度から、区、町内会の事務負担を軽減するための一つの策として、「近隣区で課) 連合化できないか」というご意見をいただき、検討を進めてきたところ。

しかし、「連合化」といっても、「区と区の合併」から「一部事業の協力のみ」まで、それぞれの区長のイメージする内容が異なってしまう、議論が散漫になり、十分議論することができなかった。

そこで、今回、多治見市における連合化のイメージを、区長会サポート委員会、幹事会のメンバーで検討いただいたため、その内容についてお知らせする。

資料中段に記載しているが、多治見市における連合化とは、「それぞれの区の組織はそのまま、一部の事業等についてのみ協力すること」とする。

具体的な例を挙げると、例えば、それぞれの区で今まで通り会費を徴収し、予算、決算の執行は行うが、例えば防災訓練については、一緒に行うとか、お祭りについては、隣の区と協力して行うといったイメージをしていただきたい。

これまで開催された区長会意見交換会の中で、役員負担が大きい、お祭りで子ども神輿をやりたいけど、そもそも担ぐ子どもが少ない等、事業をやりたいけども人数が限られておりできないと言った声もいただいている。そういった課題の解決の一助として近隣区で協力できないかという視点で提案されたものである。また、一部事業を協力し合うことにより、役員選出の負担も一部かもしれないが、軽減されるのではないかと考えている。

この連合化のイメージについて、全 50 区の区長に認められた後には、取り組んでみたい、この件について話し合ってみてみたいという区があれば、必要に応じてサポート委員会、区長会幹事会、区長会事務局も検討する場に参加し、一緒になって連合化に向け検討できればと考えている。また、導入検討を始めたところの情報を全 50 区に情報提供し、導入地区をモデル地区として全体に広げていけたらと考えている。

そこで、事務局、サポート委員会等から個別にお声かけさせていただきたいと思っているが、近隣区で一度協力し合う件について話し合いをしてみたい、既に始めているとか、区長同士でやるかどうかは別として話し合いをしてみたい、そのような区があれば事務局までお知らせいただきたい。個別に話し合いを進め、検討が進められたらと考えているため、何卒ご協力願う。

区長会長

「連合化」と非常に堅苦しい言い方をしているが、今のような説明があった。従来通り行事を行っている区もあるが、区によっては、最近子どもたちが少なくなったとか、役員等も高齢化していて、行事もなかなかできない。といった現状が多々あるかと思う。そういった中で、近隣の区とお互い話し合うことによって、子どもが少ないところと、子どもたちがたくさんみえる区が一緒になってやることにより、夏まつり、秋祭り、神輿等が担げるということもあるのではないかと思う。まずは、堅苦しく考えるのではなく、隣の区と何か協力できないか、そんなところから入っていけたらと思う。

隣の区と相談する中で、一緒に協力してやってみようかとか、そういった事例とか考え方を持っている区については、ぜひ、くらし人権課まで相談いただきたい。そういう区に対して助言、支援がされる。

議題 15「多治見市における連合化のイメージについて」、質問はあるか。

区長

質問なし。

【配布資料】

区長会事務局

本日は 2 点配付している。

まず、1 点目であるが、ぎふ地域の絆づくり支援センターからアドバイザーやコーディネーターの派遣事業の案内があったためご紹介する。

防災、防犯、福祉、まちづくり活動など、各区、各町内会で行われている活動を支援する専門家を無料で派遣いただけるというものである。会場の準備等は、各自治会で行う必要があるが、専門家への謝金や交通費については、岐阜県が負担するという制度である。地域で行う行事等で専門家の招致を検討している場合や抱えている課題についてアドバイスいただきたいと考えている場合は、活用いただければ幸いである。申込みを希望される場合は、チラシ裏面の申請書をぎふ地域の絆づくり支援センターへ FAX 願う。

続いて 2 点目である。前回も少し案内したが、9 月 11 日（日）に三の倉市民の里 地球村において、防災フェスタが開催される。防災倉庫内にある保存食の試食や根本地域力防災グループのみなさんによる水を使わないトイレの使い方の紹介等、みなさまの地域でも活用できる内容が盛り込まれたフェスタとなっている。参加は無料で、申込み不要であるため、興味のある方はぜひ参加いただきたい。

本日追加資料として机の上に保健センターからの案内文を配付している。

6 月開催の区長会議でお知らせさせていただいた禁煙標識について、御所望いただいた区については、ラミネートした掲示標識を配付させていただいている。今後も必要に応じて用意させていただくため、希望される場合は、保健センターまでお申し付けいただきたい。また、電子データについても、市役所ホームページに掲載しているため、必

要に応じて活用願う。

区長会長　ここまでの件について質問はないか。
区長　質問なし。

区長会長　予定された議事は終了したが、全体で意見・質問等あるか。
区長　冒頭に市長から説明があったプッシュ型の支援、大変ありがたく、感謝申し上げる。来週町内会長会議があるため、皆さんに周知したい。

議会におかれては、このまま通すのではなく、増やすような方向でよろしく検討をお願いしたい。

新聞発表を見てこれで花に水がやれるし洗車もできると思ったわけであるが、今年、梅雨がなく、水の余裕はどのくらいなのか。足りているようにも思うが、ゲリラ豪雨で瑞浪などでも災害が起きている。ただ、場所によっての大雨である。多治見の水源は牧尾ダムで貯めた水が中津川で取水され東濃用水で流れてきているという認識である。水の状況はどのようか。

市長　今年の梅雨の前半は空梅雨であった。相当な危機感を持ったが、逆にそれぞれの関連する5つのダムの水量については十分ある。貯水率については、平年及び平年以上の貯水率である。今の状況で行けば、秋等についての「節水のお願い」は必要ない。

今区長からお話のあったとおり、昔は土岐川の水を汲み上げて、修道院の手前のところに上山浄水場というものがあつた。そこできれいにして飲んでいた。50年代ぐらい前に土岐川が真っ白になってしまった。

水を採るといふ水利権を返上してしまっているため、多治見市は自分の水、自市の水を一滴も持っていない。

中津川から約60km、パイプラインで持ってきた県営東濃用水を100%飲んでいる状況である。したがって今話題となっている牧尾ダム以外に関連の4つのダムを用意し、調整している。ここのところの雨の状況であるため、水はしっかりある。こういった状況である。

区長会長　他に質問はあるか。

区長　特になし。

区長会長　これをもって第3回区長会義を終了する。

【お知らせ】

区長会事務局　次回第4回区長会議は、10月29日（土）午前9時30分から、産業文化センター5階大ホールでの開催を予定している。なお、第4回区長会議が終了次第、区長会意見交換会を開催する予定で準備を進めているので、あわせてご予約いただければ幸いである。

本日アンケート調査票を順次提出いただいているが、提出がまだの場合は、机の上に置いてお帰りいただきたい。こちらのアンケートの結果をまとめ、意見交換会の際の資料として提示させていただく予定。

続いて次回の区長会総務会であるが、10月5日（水）午前9時30分から、市役所2階大会議室で開催する予定であるため併せてご予約願う。

最後に、区長会視察研修の開催に向けて調整を行っている。詳細が決まり次第改めて案内させていただく予定であるが、現時点では、11月9日（水）に開催する方向で相手先と調整しているのでご予約願う。また、同日コロナの状況にもよるが、区長会交流会を開催させていただく予定で準備を進めているため、ご予約願う。

